

# 住宅改修に係るQ & A

## 【1】手すりの取り付け

質問	回答
縁側から庭に下りて趣味の家庭菜園をしている。段差があり、出入りが危険なため手すりを設置したいが、給付対象となるのか。	趣味生活のための動線は住宅改修の給付対象としておりません。日頃から家事（洗濯物干し）で庭に出る場合などは日常動線上必要なものと判断し、給付対象となります。
以前設置した手すり（自費設置・給付対象設置は問わない）が老朽化し、危険なため既存の手すりを撤去し新たに手すりを設置する場合は給付対象となるのか。	単に老朽化したためという理由では給付対象になりません。本人の身体状況に合わなくなったため位置を変えるなどの理由があれば認められます。
普段1階で生活しているが、2階にある季節用品や衣替えのため年に数回階段を利用する。手すりの設置は給付対象となるのか。	②住宅改修は「日常生活動線上必要なもの」が対象となるため、年に数回しか階段を利用しない場合は給付対象になりません。
段差に手すりを設置しても、手すりと階段の間から転落する恐れがあるため、縦方向に転落防止の柵を設置する場合、給付対象となるのか。	手すり設置の目的は、転倒予防、または移動動作に役立てるためであり、転落防止の柵は支給対象ではないため、手すり部分のみ按分し給付対象となります。
歩行ができない被保険者を背負って階段を昇降するために手すりを設置する場合は給付対象となるのか。	被保険者本人が全く使用せず、介助者の負担軽減のためだけの改修は給付対象になりません。
建築中の家屋に設置する手すりは給付対象となるのか。	建物の建築（増築を含む）時に設置する手すりは給付対象になりません。既存の住宅で日常生活上の不便を解消するものが給付対象です。

## 【2】 段差解消

<p>玄関から駐車場までスロープを施工したい。角度の制限はあるのか。</p>	<p>独歩可能な方か、車椅子自操の方か、車椅子介助操の方かで変わります。 原則的に1/12の勾配を取っていただきますが、介助者がつく、介助者が車椅子を操作する場合は1/8の勾配まで認めます。</p>
<p>外階段の踏み面が狭く、踏み外す可能性があるため、高さは変えずに踏み面を広げる工事は給付対象となるのか。</p>	<p>階段の高さが変わらない場合は段差解消の工事にはならないため、給付対象になりません。 階段の段数を増やしつつ安全のため踏み面を広げる場合は理由によっては給付対象となります。</p>
<p>昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるのか。</p>	<p>昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差解消する機器設置については住宅改修の給付対象ではありません。福祉用具貸与の移動用リフト利用をご検討ください。</p>
<p>上がり框の段差緩和のため、踏み台を設置した場合、支給対象となるのか。</p>	<p>単に踏み台を置いただけでは支給対象となりませんが、ネジで固定したり土台を固定するなど施工されたものは支給対象となります。その際、施工後の写真は固定部分がわかるように撮影してください。</p>

## 【3】 床材又は通路面の材料変更

<p>玄関から駐車場まで砂利敷き（又は起伏のある土面）であり杖歩行では不安定だったり、歩行器や車椅子で移動するのに支障があるためコンクリート舗装としたい。住宅改修の支給対象となるか。 対象となる場合、本人の身体状況に応じ、幅に制限はあるのか。</p>	<p>理由書により必要性が認められれば支給対象となります。 舗装幅について、本人が独歩可能な場合は100cm幅以内です。 車椅子で移動する場合は原則100cm幅ですが、理由により必要性が認められれば120cmまで認めます。</p>
<p>畳敷きの部屋をフローリングに張り替えたい。住宅改修の支給対象となるのか。</p>	<p>畳では車輪の滑りが悪いことから、原則として車椅子や歩行器を使用する場合のみ支給対象となります。 経年劣化により畳面が不安定という理由では支給対象となりません。</p>
<p>廊下の床材や根太が腐食し、歩行に支障を来す場合、床材や根太の交換は支給対象となるのか。</p>	<p>床材の腐食や破損については、本人の身体状況に関係無く家屋としての機能を維持するための修繕と考え、支給対象となりません。</p>

#### 【4】扉工事

<p>既存の引き戸が重く開閉が困難なため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるのか。</p>	<p>本人の身体状況（筋力低下など）により引き戸が重く開閉が困難という理由であれば支給対象となります。ただし、蠟を塗って滑りをよくするなど事前に工夫しても尚改善されない場合に限ります。既存の引き戸が古くなったから取り替えたいという理由では支給対象となりません。</p>
<p>日常的に使用する押し入れの扉を交換する工事は住宅改修の支給対象となるのか。</p>	<p>人の出入りのための扉の取り替え以外は支給対象となりません。</p>

#### 【5】洋式便器への取り替え工事

<p>既存の洋式便座に座る際、膝の変形や拘縮により十分に曲がらなかったり、筋力低下により立ち上がりが困難な場合、次の工事は住宅改修の支給対象となるのか。</p> <p>①洋式便座本体をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便座に取り替える工事 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする工事</p>	<p>①支給対象となります。 ②既存の洋式便座が古くなったから取り替えたい場合は給付対象とならないが、相当の理由を提示してもらい適正と判断されれば支給対象となります。 ③住宅改修としてではなく、腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。必要最低限の機能のものとなります。</p>
<p>和式便器から洋式便器に改修する際、数日にわたる工期となるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に関わる費用は支給対象となるのか。</p>	<p>付帯して必要になる住宅改修は便器の取り替えに伴う設備工事及び床材の変更としているため、仮設トイレの設置に関わる費用は支給対象ではありません。 なお、トイレのクロス張り替え、手洗い器の設置、ペーパーホルダー設置についても支給対象ではありません。</p>

## 【6】その他

賃貸住宅に住宅改修を施工した場合、退去時の原状回復費用は支給対象となるのか。	設置のみ支給対象となるため、撤去費用については支給対象となりません。
一時的に身を寄せている住宅への施工は支給対象となるのか。	現に居住する住宅を対象としており、住所登録している住宅のみが対象となります。一時的な滞在住宅では滞在期間の長短に関わらず支給対象とはなりません。
入院中に住宅改修をすることは可能か。	退院が決定している場合は支給対象となります。理由書には退院予定時期を明記してください。ただし、身体状況に変化があり、退院できず自宅に戻れなくなった場合は全額自己負担となります。
要支援1の認定を受けている被保険者が、更新申請の結果非該当となった。事前協議の結果、承認を得て住宅改修を行ったが支給対象となるのか。	総工事期間のうち、要支援1の有効期間末日までに完成された部分についてのみ、支給対象となります。工事着工前に非該当となった場合は、全額支給対象とはなりません。
在宅の要介護者が、着工時点では存命だったが工事完了目前に容態が急変し、死亡した場合は支給対象となるのか。	改修中の死亡については介護保険法第45条第2項にて「市町村が必要と認める場合に限り支給するものとする」としています。完了目前に死亡した場合は本人による使用実績がないものとみなし全て支給対象外とします。
家族が建設業（大工）をしており、家族が住宅改修を行う場合、工賃も支給対象となるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、家族により改修を行う場合は材料の購入費のみ支給対象となり、工賃は支給対象外です。事前審査時には通常の申請と同じように材料を購入する業者からの見積書やカタログの写し、平面図、写真等を添付していただきます。